

3 落札者決定基準に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	5	第3章	2	表3	技術審査の審査項目、審査の視点及び配点	エ 計量・検収計画の審査の視点に「計量棟（計量室）の快適性や機能性」とありますが、こちらは持込者のための快適性と機能性と理解してもよろしいでしょうか。	「計量棟（計量室）の快適性や機能性」は、計量棟（計量室）での執務環境に対する視点となります。
2	5	第3章	2	表3	技術審査の審査項目、審査の視点及び配点	(3)イ 資源化計画の審査の視点に「資源物の適切な回収や利用価値などを向上・維持させるための創意工夫」とありますが、「資源物」とは「貴組合が資源化先に有価売却するもの」と理解して宜しいでしょうか。 対話議事録において、「リチウムイオン電池が取り外せる小型家電の外部委託は認めません。」とのご回答がありましたが、これは処分費を払う場合のことであり、有価売却できる状態にすれば（リチウムイオン電池や乾電池、ボタン電池を取り外した後の小型家電やそもそも電池を含まない小型家電）、委託処分しても宜しいでしょうか。	前段は、資源物は「資源化されるもの」であり、本組合や運営事業者問わず、また有価売却されるか否かについては関係ございません。 後段は、提案は認められません。
3	6	第3章	4		価格審査	粗大ごみ処理施設での小型家電等の重量が不明であるため、事業者間の公平性を保つために、不燃残さ量の算出に当たっては要求水準書P.29 表2-10 計画処理量（粗大ごみ処理施設）に記載の処理量全量を粗大ごみ処理施設で処理する前提で計算するものとし、マットレス、小型家電等の重量を差し引かないと理解してよろしいでしょうか。	お見込の通りです。 ただし、スプリング入りマットレス・ソファをスプリング入りマットレス等処理業者に外部委託する場合は、要求水準書P.29 表2-10 計画処理量（粗大ごみ処理施設）から、同表2-11 スプリング入りマットレス・ソファの発生量（参考）より15.3t/年を差し引いた処理量を粗大ごみ処理施設で処理するものとして算定ください。 なお、外部委託に伴い発生するスプリング入りマットレス等処理委託費は、粗大ごみ処理施設運営業務委託料Dに含むとともに、様式第14号-5の④その他費用にスプリング入りマットレス等処理委託費を記載ください。